

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡がんセンター局事業財務会計規程（平成14年がんセンター局管理規程第3号）第145条の規定に基づき公告する。

平成29年2月21日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長 石野 真澄

1 入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者 静岡県がんセンター局長 石野真澄

2 担当部署

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター事務局管理課施設管理班

電話番号：055-989-5748 FAX：055-989-5783

3 入札に付する事項

(1) 業務名

静岡県立静岡がんセンター院内遺体搬送業務

(2) 業務内容

静岡県立静岡がんセンター病院内における御遺体搬送業務等

4 業務期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。なお、葬儀業者と一般貨物自動車運送事業者との連名での参加も認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

(4) 1事業所当たり靈柩車を3台以上保有していること。

(5) 静岡県内全域及び他県までの御遺体の搬送が可能であること。

(6) 300床以上の病院での病院内御遺体搬送業務の実績があること。

(7) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町のいずれかの市町に事業所を有し、静岡がんセンターからの連絡を受けてから60分以内に静岡がんセンターに御遺体を搬送する従事者が到着できること。

(8) 静岡がんセンターの外に御遺体の仮安置場所が準備できること。

(9) 静岡がんセンター病院内の冷蔵庫への搬入及び搬出ができること。

(10) 静岡がんセンター病院内において靈安室の準備、御遺体の解剖台への移動、解剖を行った後の整え（身体の清拭、詰物、着替え、死化粧等）を行うことができること。

(11) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」と

いう。) 第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを見りながらこれを不当に利用している者

6 静岡県立静岡がんセンター遺体搬送業務入札参加資格確認書及び入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成29年2月21日(火)から平成29年2月27日(月)まで

ただし、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 配布場所

2と同じ

(3) 入札参加資格書類の提出

ア 提出場所

2と同じ

イ 提出期限

平成29年3月3日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ウ 提出方法

入札説明書に定められた部数を持参すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年3月15日(水) 午前10時00分

(2) 入札場所 〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、入札参加資格確認書に虚偽の記載をした者が行った入札及び静岡県がんセンター局競争入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 落札者の履行可能の確認

7 (5)による落札者であっても、契約開始日からの業務を確実に行えると認められる者でなければ契約を交わさない。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位による。

(2) 入札に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 照会窓口は、2に同じ。